

会 員 殿

社団法人 大阪府トラック協会  
会 長 坂 本 克 己

## 優秀運転者顕章候補者の推薦について

時下、ますますご清祥のことと存じます。

さて、本年も例年のお通り、標記優秀運転者顕章が実施されます。

つきましては、下記全ト協「優秀運転者顕章規程」に基づき、該当者につきましてはみだしの顕章候補者としてご推せん申し上げたく存じますので、別紙推せん書に必要事項を正確にご記入のうえ、きたる7月22日（金）までに所属支部までご送付下さい。

上記期日までにご提出がないときは、該当者がいないものとして処理いたしますので、ご了承下さい。

なお、ご推薦いただいた候補者の情報（個人情報）については、当顕章以外には使用いたしませんことを申し添えます。

記

### 優秀運転者顕章規程（抜すい）

社団法人 全日本トラック協会

（顕章の贈呈基準および受章資格）

第4条 この顕章を贈る基準は、現在運転者であって、運転者であった期間を通算して次の各号に定める期間「無事故」であり、かつ「無違反」であった者とする。

- (1) 金十字章 満20年（但し、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）
- (2) 銀十字章 満10年（但し、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）
- (3) 銅十字章 満5年（但し、そのうちトラック運送事業の運転者として4年以上とする）

2 前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物件事故で損害額1万円をこえる事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金（反則金を含む）以上の刑に処せられた者

つまり、本年（平成23）5月31日現在で、つぎのいずれの項目にも該当する方に限られます。

- ◇ "金十字章" はトラック運送事業の運転者として15年以上であり、かつ、過去「20年」以上「無事故・無違反」である者
- ◇ "銀十字章" はトラック運送事業の運転者として7年以上であり、かつ、過去「10年」以上「無事故・無違反」である者
- ◇ "銅十字章" はトラック運送事業の運転者として4年以上であり、かつ、過去「5年」以上「無事故・無違反」である者

<注意事項>

1. 選考処理はコンピュータで行ないますので「氏名（ふりがな）・生年月日・運転免許証番号・無事故・無違反期間年数」等を必ずご記入下さい。なお、不明瞭なものは登録・処理されませんのでご注意下さい。
2. 推せん書は金・銀・銅章それぞれの専用用紙にご記入下さい。
3. すでに受章された方の重複推せんがありますので十分ご注意下さい。なお、過去にすでに受章された者の同種重複推せんは受け付けられませんが、上位推せんであればさしつかえありません。  
この場合は、備考欄に過去の各受章の有無を明記（〇〇年〇十字章）して下さい。
4. 自動車安全運転センターの証明書は必要ありません。
5. 顕章（表彰状）は、翌年の3月頃に贈呈の予定です。





